

用語説明

用 語	意 味																						
発注者・元請負人・下請負人	建設業法では、下請工事として受注した場合でも、その建設工事の一部を他の建設業者に下請負した場合には、自社が「元請負人」となり、その下請取引を行った建設業者が「下請負人」となります <table><tr><th>通 称</th><td>発注者</td><td>元請業者</td><td>一次下請業者</td><td>二次下請業者</td><td>三次下請業者</td></tr><tr><td rowspan="3">この調査（建設業法）上での呼称</td><td></td><td>元請負人</td><td>下請負人</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>元請負人</td><td>下請負人</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>元請負人</td><td>下請負人</td></tr></table>	通 称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者	この調査（建設業法）上での呼称		元請負人	下請負人					元請負人	下請負人					元請負人	下請負人
通 称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者																		
この調査（建設業法）上での呼称		元請負人	下請負人																				
			元請負人	下請負人																			
				元請負人	下請負人																		
注文者	建設業法上の定義では、上記の発注者と元請負人を含めて指します。																						
支払いの保留、保留金	工事が完成し、元請負人の検査及び元請負人への引渡しを終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり、下請代金の一部を支払わない行為を指します。																						
営業所	建設業の営業を行う事務所で、本店、支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。																						
標準見積書	下請企業が元請企業（直近上位の 注文者）に対して提出している見積書を総額によるものではなく、その中に含まれる 法定福利費を内訳として明示したものをいいます。																						
工期に関する基準	適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び注文者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会にて作成されたもの。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html																						
労務費	主に建設工事現場において、下請負契約に基づいて働く現場労働者と、請負企業が臨時で直接雇用する「現場雇用労働者」の労務費用などの工事原価に算入される諸経費を指します。なお、当該労務費には、労働保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料などの各保険料の会社負担分も含まれます。																						
材料費	工事の施工のために直接購入された「純粋な材料費の額」を指します。																						
当初見積書	1. 請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）であるとき 注文者（元請負人又は発注者）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（元請負人又は発注者）との価格交渉において、最初に、貴社が当該注文者（元請負人又は発注者）に提出した見積書のことをいいます。 2. 請負契約における貴社の立場が注文者であるとき 下請負人と当初の契約を締結する際に、当該下請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該下請負人から提出を受けた見積書のことをいいます。																						
最終見積書	1. 請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）であるとき 注文者（元請負人又は発注者）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（元請負人又は発注者）との価格交渉の結果、当該注文者と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書のことをいいます。 2. 請負契約における貴社の立場が注文者であるとき 下請負人と当初の契約を締結する際に、当該下請負人との価格交渉の結果、当該下請負人と合意し、当初契約に反映することとなった当該下請負人の提出した最終の見積書のことをいいます。																						

労働災害防止対策	労働安全衛生関係法令で事業者には義務付けられている措置です。具体例としては、安全のための監視連絡、安全のための保護具類(保護帽、安全带等)の使用、安全ネットや手すりの設置等の墜落・飛来落下防止措置、安全衛生教育の実施等の取組等があります。
施工体制台帳	下請負人等の工事の施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。
帳簿	建設業法第 40 条の 3 に定められている、営業に関する記載事項(営業所の代表者に関する事項、注文者と締結した請負契約に関する事項、下請負人と締結した請負契約に関する事項)と契約書等の添付書類からなる書類を指します。
一括決済方式	元請負人、下請負人及び金融機関の間の約定に基づき、下請負人が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、元請負人が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいいます。
公共工事と民間工事	公共工事とは、国・都道府県等公的機関が発注者となる工事を指します。民間工事とは、それ以外の民間企業が発注者となる工事を指します。
技能労働者	専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者(下請企業の主任技術者も含む)等)は技能労働者へ含みません。
公共工事設計労務単価	国や地方自治体が行う公共工事の予定価格の積算に用いられる単価のことです。毎年約 16 万人の建設労働者について、賃金の支払い実態の調査を行い、設定しています。なお、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではありません。 ➤ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価はこちらをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html ➤ 建設産業における技能労働者の処遇改善に向けた取組はこちらをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html
インボイス制度	令和5年 10 月より開始された消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。 ➤ インボイス制度については国税庁 HP をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

覚えておきたい！概要と制度

👉 建設業法の改正について知っていますか？【改正建設業法】

改正建設業法は令和 6 年 6 月 14 日に交付され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその支払いのための措置が講じられております。取引における新たなルールも導入されていることから適切に法令遵守に努めてください。

➤ 建設業法の改正のポイントについて、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo-const-tkl00000100033.html>

👉 請負契約書を作成していますか？【建設工事標準請負契約約款】

中央建設業審議会は、標準的な工事請負契約の約款として、「建設工事標準請負契約約款」を作成しています。

➤ 国土交通省の HP から無料でダウンロードできます。詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt000092.html>

一緒に覚えておきたい！

平成29年7月25日に建設工事標準下請契約約款の改正を行い、請負代金内訳書(工事の請負代金を費目別に内訳明示したもの)に法定福利費を内訳明示することを標準化しました。

👉 建設業法をわかりやすく解説！【建設業法令遵守ガイドライン】

元請負人と下請負人との関係に関し、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことで法令違反行為を防ぎ、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図っております。

➤ 建設業法令遵守ガイドラインはこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt000188.html>

👉 その工期は適正ですか？【工期に関する基準】

令和2年7月、中央建設業審議会は、「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告しました。

➤ 「工期に関する基準」についてはこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo-const-tkl000190.html>

👉 原材料費等の高騰で悩んだときは・・・

国土交通省では、原材料費等の高騰の状況を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について取り組んでおります。

➤ 原油価格・物価高騰等総合緊急対策と関係通知について、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16bt000177.html>

👉 労務費の適切な転嫁を行っていますか？【労務費転嫁指針】

労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要であることを踏まえ、公正取引委員会において、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針を定めております。

➤ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

👉 労務費に関する基準がスタートしました【労務費転嫁指針】

守られるべき適正な労務費(職人に支払われるべき賃金の原資)の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況にあったことを踏まえ、適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育ていくため、令和 7 年 12 月より、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

➤ 労務費に関する基準について、詳細はこちらをご覧ください。

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about>